「出張所ニュース」

宮古西維持出張所

〒027-0058 宮古市千徳第14地割29-5 TEL 0193-71-1760 FAX 0193-71-1761

宮古西維持出張所ホームページURL http://www.thr.mlit.go.jp/sanriku/10_iji/miyakowest/

特殊車両の取り締まりを実施しました

特殊車両の取り締まり

10月に国道45号宮古市津軽石で特殊車両の取り締まりを実施しました。

特殊車両とは、車両の構造や輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ及び総重量のいずれかが一般的な車両の制限値を超える車両のことです。道路法では道路構造の保全と交通危険防止のため特殊車両の通行を原則禁止しており、通行するには道路管理者の許可が必要となります。このため、違反車両の指導・取り締まりを行っております。





特殊車両取り締まり風景(掲載の写真は作業風景をお知らせするものであり、 違反車両との関連はありません。





